

議案第 32 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

平成 26 年 6 月 11 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、境港市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を制定することについて、次のとおり専決処分する。

平成26年 3 月 3 1 日 専決

境港市長 中 村 勝 治

境港市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

境港市税条例の一部を改正する条例（昭和38年境港市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第6条を次のように改める。

第6条 削除

附則第6条の2及び第6条の3を削る。

附則第8条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に改める。

附則第10条の2の見出し中「附則第15条第2項第6号及び第9項」を「附則第15条第2項第1号等」に改め、同条第2項中「附則第15条第9項」を「附則第15条第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項を同条第4項とし、同条に第1項から第3項までとして次の3項を加える。

法附則第15条第2項第1号に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第3号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の2に次の2項を加える。

6 法附則第15条第37項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

7 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10条の3に次の1項を加える。

9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定申告書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 耐震改修が完了した年月日

(5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

附則第19条の11第1項を次のように改める。

第56条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産につ

いて法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第56条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

附則第19条の11第2項を削る。

附則第19条の12中「法附則第41条第15項各号」を「法附則第41条第9項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「法附則第41条第15項」を「法附則第41条第9項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の境港市税条例の一部を改正する条例（昭和38年境港市条例第24号。以下「新一部改正条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新一部改正条例附則第10条の2第1項から第3項まで、第6項及び第7項並びに第10条の3第9項の規定は、平成26年4月1日以後に取得する資産に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(参 考)

主 な 内 容

1 地方税法の改正に伴う所要の改正

(1) 市民税に係る特例措置の期限を3年間延長(附則第8条、附則17条の2関係)

[現行] [改正後]

ア 肉用牛の売却による事業所得 平成27年度 → 平成30年度

イ 優良住宅地の造成等に伴う長期譲渡所得 平成26年度 → 平成29年度

(2) 固定資産税に関する「わがまち特例」の規定(附則第10条の2関係)

公害防止用設備、浸水防止用設備、フロン類を使用しない業務用冷凍機器等について、地方税法の定める範囲内で特例の割合を規定

(3) 耐震改修が行われた建物に対する固定資産税の特例措置を受ける際に提出すべき書類等を規定(附則第10条の3関係)

耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務付けられた既存建築物について、平成26年4月1日から平成29年3月31日までに耐震改修を行った場合、当該建築物の固定資産税を2年間、2分の1に軽減する特例措置が創設されたことに伴い、特例の適用を受ける際に提出すべき書類等を規定

(4) 特定移行一般社団法人等に対する固定資産税の特例措置を規定(附則第19条の11、附則第19条の12関係)

一般社団法人又は一般財団法人に移行した旧民法第34条法人(特定移行一般社団法人等)について、固定資産税を非課税とする特例(法附則第41条第11項各号)が廃止され、今後は、それぞれ公益社団法人又は公益財団法人とみなして固定資産税の特例を適用する法改正に伴い規定を整理

2 施行期日

平成26年4月1日

(参 考)

地方自治法（抜粋）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意については、この限りでない。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(以下省略)

議案第 33 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

平成 26 年 6 月 11 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて、次のとおり専決処分する。

平成26年 3 月 3 1 日 専決

境港市長 中 村 勝 治

境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

境港市国民健康保険税条例（昭和34年境港市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「14万円」を「16万円」に改め、同条第4項中「12万円」を「14万円」に改める。

第19条第1項中「第24条の37」を「第24条の36」に改める。

第22条中「14万円」を「16万円」に、「12万円」を「14万円」に改め、同条第2号中「被保険者（当該納税義務者を除く。）及び特定同一世帯所属者（当該納税義務者を除く。）」を「被保険者及び特定同一世帯所属者」に改め、同条第3号中「35万円」を「45万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の境港市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(参 考)

主 な 内 容

1 課税限度額の引上げ（第3条関係）

1年間に賦課する国民健康保険税の課税限度額を引き上げる。

	現行	改正後	備考
医療分	51万円	51万円	据置
後期高齢者支援分	14万円	16万円	2万円引上
介護分(40歳以上65歳未満のみ対象)	12万円	14万円	2万円引上
計	77万円	81万円	

2 軽減措置の対象範囲の拡大（第22条関係）

世帯主及び国保加入者の前年中の合計所得額の基準を引き上げ、対象範囲を拡大する。

(1) 5割軽減

現 行 33万円 + (24万5千円 × 世帯主を除く被保険者数) 以下

改正後 33万円 + (24万5千円 × 世帯主を含めた被保険者数) 以下

※世帯主を含めることで、24.5万円の上乗せとなる。

(2) 2割軽減

現 行 33万円 + (35万円 × 世帯主を含めた被保険者数) 以下

改正後 33万円 + (45万円 × 世帯主を含めた被保険者数) 以下

※1被保険者数あたり10万円の上乗せとなる。

3 施行期日

平成26年4月1日

議案第 35 号

境港市税条例等の一部を改正する条例制定について

境港市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 26 年 6 月 11 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市税条例等の一部を改正する条例

(境港市税条例の一部改正)

第1条 境港市税条例(昭和30年境港町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事務所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)」に、「、その事業が行われる場所で地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第46条の4に規定する場所をもって」を「、恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。))をもって、」に改め、同条第3項中「令」を「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)」に改める。

第33条第5項中「第23条第1項第16号」を「第23条第1項第17号」に改める。

第34条の4中「100分の14.7」を「100分の12.1」に改める。

第47条の2第1項中「を当該年度の」を「を当該年度の初日の属する年の」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第47条の5第1項中「当該年度の前年度において第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額)の2分の1に相当する額」に改める。

第48条第2項中「法の施行地に」を「法の施行地に本店若しくは」に、「外国法人が、法の施行地以外にその源泉がある所得について」を「外国法人が」に改め、同条第5項中「第74条第1項」を「第74条第1項又は第144条の6第1項」に、「第145条」を「第144条の8」に改める。

第52条第1項中「第74条第1項」を「第74条第1項又は第144条の6第1項」に改める。

第57条及び第59条中「第10号の7」を「第10号の9」に改める。

第82条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第2号ア中「2輪のもの(側車付のものを含む。)年額2,400円」を「2輪のもの(側車付のものを含む。)年額3,600円」に、「3,100円」を「3,900円」に、「5,500円」を「6,900円」に、「7,200円」を「10,800円」に、「3,000円」を「3,800円」に、「4,000円」を「5,000円」に、「専ら雪上を走行するもの年額2,400円」を「専ら雪上を走行するもの年額3,600円」に改め、同号イ中「1,600円」を「2,400円」に、「4,700円」を「5,900

円」に改め、同条第3号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

(境港市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 境港市税条例の一部を改正する条例(昭和38年境港市条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則第5条の2第1項中「同法第145条第1項」を「同法第144条の8第1項」に改める。

附則第5条の3中「第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで)」を「第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))」に、「公益法人等(同条第6項から第10項まで)」を「公益法人等(同条第6項から第11項まで)」に、「を同法第40条第3項」を「を同条第3項」に、「租税特別措置法第40条第6項から第10項まで」を「同法第40条第6項から第11項まで」に改める。

附則第7条の4中「附則第19条第1項又は附則第19条の7第1項」を「附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第19条の3第1項」に改める。

附則第16条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第16条の3の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第1項中「この項及び次項」を「この項」に、「場合において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出したとき」を「場合に」、「配当所得については、同条第1項」を「利子所得及び配当所得については、第33条第1項」に、「配当所得の金額(以下)」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額(以下)」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第2項中「市民税」を「前項の規定

のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に改め、同条第3項第1号、第3号及び第4号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第19条の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第1項中「株式等に」を「一般株式等に」に、「第33条及び第34条の3」を「第33条第1項及び第2項並びに第34条の3」に、「附則第18条第6項」を「附則第18条第5項」に、「当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項」を「以下この項」に、「第2項第1号」を「次項第1号」に改め、同条第2項第1号、第3号及び第4号中「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第19条の2を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額（当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第19条第1項」とあるのは「附則第19条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係

る譲渡所得等の金額」と、「第37条の10第1項」とあるのは「第37条の11第1項」と読み替えるものとする。

附則第19条の3第2項中「同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等」を「株式等」に、「取得をしたもの」とを「取得をしたものと、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取
得したもの」とに改める。

附則第19条の3から第19条の6までを削る。

附則第19条の7第2項中「附則第19条の7第1項」を「附則第19条の3第1項」に改め、同条を附則第19条の3とする。

附則第19条の8を削る。

附則第19条の9第2項中「附則第19条の9第1項」を「附則第19条の4第1項」に改め、同条第5項第1号中「附則第19条の9第3項」を「附則第19条の4第3項」に改め、同項第2号中「附則第19条の9第3項」を「附則第19条の4第3項」に、「附則第19条の9第4項」を「附則第19条の4第4項」に改め、同項第3号中「附則第19条の9第3項」を「附則第19条の4第3項」に、「に係る」を「に係る利子所得の金額又は」に改め、同項第4号中「附則第19条の9第3項」を「附則第19条の4第3項」に改め、同条第6項中「附則第19条の9第3項」を「附則第19条の4第3項」に改め、同条を附則第19条の4とする。

附則第19条の10を削る。

附則第19条の11を附則第19条の5とする。

附則第19条の12中「法附則第41条第9項各号」を「法附則第41条第8項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「法附則第41条第9項」を「法附則第41条第8項」に改める。

附則第19条の12を附則第19条の6とする。

附則第24条から第25条までを削る。

附則第26条を附則第24条とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 境港市税条例の一部を改正する条例（昭和38年境港市条例第24号。以下「一部改正条例」という。）附則第5条の3及び第19条の3第2項の改正規定、附則第24条から第25条までを削る改正規定並びに附則第26条を附則第24条とする改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 平成27年1月1日
- (2) 境港市税条例（昭和30年境港町条例第6号。以下「市税条例」という。）第82

条の改正規定並びに附則第3条及び第5条（この条例による改正後の一部改正条例（以下「新一部改正条例」という。）附則第16条に係る部分を除く。）の規定
平成27年4月1日

- (3) 市税条例第33条第5項の改正規定、一部改正条例附則第19条の9第5項第3号中「に係る」を「に係る利子所得の金額又は」に改める改正規定及び附則第19条の12の改正規定並びに次条第3項の規定 平成28年1月1日
- (4) 市税条例第23条、第48条、第52条第1項及び一部改正条例附則第16条の改正規定並びに次条第7項、附則第4条及び第5条（新一部改正条例附則第16条に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日
- (5) 市税条例第47条の2第1項及び第47条の5第1項の改正規定並びに次条第4項の規定 平成28年10月1日
- (6) 一部改正条例附則第7条の4、第16条の3、第19条並びに第19条の2の改正規定並びに附則第19条の3から第19条の6までを削る改正規定、附則第19条の7第2項の改正規定及び同条を附則第19条の3とする改正規定、附則第19条の8を削る改正規定、附則第19条の9の改正規定（同条第5項第3号の改正規定中「に係る」を「に係る利子所得の金額又は」に改める部分を除く。）及び同条を附則第19条の4とする改正規定、附則第19条の10を削る改正規定、附則第19条の11を附則第19条の5とする改正規定並びに附則第19条の12を附則第19条の6とする改正規定並びに次条第5項及び第6項の規定 平成29年1月1日
- (7) 市税条例第57条及び第59条の改正規定 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第2条 新一部改正条例附則第5条の3の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新一部改正条例附則第19条の3第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 平成28年1月1日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の12第7項に規定する割引債（同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。

4 この条例による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）第47条の2及び第47条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。

- 5 新条例第33条第5項、新一部改正条例附則第7条の4、第16条の3、第19条から第19条の7までの規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 6 新一部改正条例附則第19条の2第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 7 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、前条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 8 新条例第34条の4の規定は、施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第4条 新一部改正条例附則第16条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新一部改正条例第16条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条及び新一部改正条例第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第82条第2号ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新一部改正条例附則第16条の表以外の部分	第82条	境港市税条例等の一部を改正する条例（平成26年境港市条例第 号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第5条の規定により読み替え

		て適用される第82条
新 一 部 改 正 条 例 附 則 第 16 条 の 表 第 82 条 第 2 号 ア の 項	第82条第2号ア	平成26年改正条例附則第5条の 規定により読み替えて適用され る第82条第2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

(参 考)

主 な 内 容

1 法人市民税の法人税割の税率の改正（第34条の4関係）

地方法人税の創設に対応して、法人市民税の法人税割の税額を改正

[現行] [改正後]

法人税割 100分の14.7 → 100分の12.1

2 個人市民税の公的年金からの特別徴収制度の改正（第47条の2、第47条の5関係）

(1) 特別徴収の停止要件の改正

賦課期日後に市の区域外に転出した者についても、特別徴収を継続

(2) 仮徴収税額の算定方法の改正

年金支給の際に徴収される個人市民税を平準化させるため、特別徴収における仮徴収税額の算定方法を改正

区 分	現 行	改 正 後
仮徴収税額 (4・6・8月)	前年度の2月の徴収税額と同額	前年度の年税額÷6
本徴収税額 (10・12・2月)	(年税額－仮徴収税額) ÷ 3 【改正なし】	

3 軽自動車税の見直し（第82条、附則第16条関係）

(1) 軽自動車税の引上げ

原動機付自転車、軽自動車等の軽自動車税を引き上げる。

なお、3輪以上の軽自動車については、平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けたものから新税率を適用（平成26年度までに車両番号の指定を受けたものは現行の税率に据え置き。）

(2) 重課税率の導入

グリーン化を進める観点から、3輪以上の軽自動車について、初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税について、重課税率を適用

軽自動車税税率表

(単位：円)

区 分			標準税率		重課税率※※		
			現行	改正後	現行	改正後	
原動機付 自転車	50cc以下		1,000	2,000	制度なし	制度なし	
	50cc超～90cc以下		1,200	2,000			
	90cc超～125cc以下		1,600	2,400			
	ミニカー		2,500	3,700			
軽自動車 及び 小型特殊 自動車	2輪車		2,400	3,600	制度なし	制度なし	
	3輪車		3,100	3,900	※	4,600	
	4輪車	乗用	営業用	5,500		6,900	8,200
			自家用	7,200		10,800	12,900
	4輪車	貨物	営業用	3,000		3,800	4,500
			自家用	4,000		5,000	6,000
	専ら雪上を走行するもの		2,400	3,600	制度なし	制度なし	
	農耕車		1,600	2,400			
	特殊作業用		4,700	5,900			
二輪の小型自動車			4,000	6,000	制度なし	制度なし	

※平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けたものから新税率を適用

※※初めて車両番号の指定を受けた月から14年経過した月の属する年度分から適用

4 金融所得課税の一体化（附則第16条の3、附則第19条、附則第19条の2関係）
公社債等の利子及び譲渡損益に対する個人市民税の課税方法の改正

		現 行	改 正 後
公社債等	利 子	源泉分離課税 (市3%、県2%)	損益計算して申告分離課税 (市3%、県2%)
	譲渡損益	非課税	
上場株式等	配 当	損益通算して申告分離課税 (市3%、県2%)	
	譲渡損益		

※上場株式等の配当については、総合課税（市6%、県4%）の選択も可

5 施行期日

- 1 については、平成26年10月1日
- 3（1）については、平成27年4月1日
- 3（2）については、平成28年4月1日
- 2 については、平成28年10月1日
- 4 については、平成29年1月1日

議案第 36 号

境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 26 年 6 月 11 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

境港市国民健康保険税条例（昭和34年境港市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第4項（見出しを含む。）中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第7項の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項中「第35条の2第6項の株式等」を「第35条の2第5項の一般株式等」に、「第35条の2第6項に規定する株式等」を「第35条の2第5項に規定する一般株式等」に改める。

附則第8項の前の見出し及び同項を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第22条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則中第9項及び第10項を削り、第11項を第9項とし、第12項を削り、第13項を第10項とし、第14項から第16項までを3項ずつ繰り上げ、第17項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の境港市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(参 考)

主 な 内 容

1 金融所得に対する課税方法の見直しに伴う規定の整理（附則第4項、第7項、第8項関係）

金融所得（上場株式等及び特定公社債等から生じる利子、配当及び譲渡損益）について課税方法を見直し、これらの損益を通算し、申告分離課税とする地方税法の改正に伴い規定を整理。

2 施行期日

平成29年1月1日

議案第 37 号

境港市廃棄物の処理及び再利用に関する条例等の一部を改正する条例制定について

境港市廃棄物の処理及び再利用に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 26 年 6 月 11 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市廃棄物の処理及び再利用に関する条例等の一部を改正する条例

(境港市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正)

第1条 境港市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成5年境港市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第19条第3項を次のように改める。

- 3 占有者は、別表第1の種別の欄に掲げる一般廃棄物を排出する際には、同表指定袋等の種類の欄に規定する指定袋又は収集券（以下「指定袋等」という。）を用いて排出しなければならない。ただし、収集券は、指定袋に入らないものを排出する場合に限るものとする。

第28条第1項第1号中「一般廃棄物（資源ごみ及び指定袋に収納し、又は収集券を貼付した可燃性の家庭廃棄物で所定の集積場所に排出する場合と同様の基準により分別したものを除く。）」を「一般廃棄物（第4号に該当するものを除く。）」に、「処理手数料（第4号に該当するものを除く。）は、搬入1回につき、次に掲げる額を合計して得た額とする。」を「処理手数料の額は、別表第2に定めるとおりとする。」に改め、同号ア及びイを削り、同項第4号を次のように改める。

(4) 次に掲げる一般廃棄物の処理手数料は、別表第1の指定袋等の種類の欄に掲げる区分に応じ、同表の処理手数料の欄に掲げる額とする。

ア 指定袋等を用いて、第19条第1項の規定により排出する一般廃棄物

イ 第19条第1項の規定により排出する場合と同様に分別し、指定袋等を用いてごみ処理施設に搬入する一般廃棄物（家庭廃棄物に限る。）

別表を次のように改める。

別表第1（第19条関係）

種 別		指定袋等の種類	容量等	処理手数料
家庭廃棄物	可燃ごみ	大	40リットル	41円
		中	30リットル	30円
		小	20リットル	20円
		収集券	40リットル相当	41円
	軟質プラスチック類	軟質プラスチック	50リットル	20円
事業系廃棄物	可燃ごみ	事業系	40リットル	61円
		収集券	40リットル相当	61円

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第28条関係）

種別	搬入1回につき	超過10キログラム 当たり
(1) 家庭系廃棄物のうち衣類及び布類（規則で定める基準に従い分別され、かつ汚れていないものに限る。）	100円	100円
(2) 前号以外の一般廃棄物	170円	170円

備考 1 処理手数料の額は、種別ごとに当該区分の中欄に掲げる額と、搬入量が10キログラムを超える部分について、当該10キログラムを超える部分に右欄に掲げる額を乗じて得た額の合計とする。

2 前項において、当該10キログラムを超える部分に10キログラム未満の端数があるときは、その端数を10キログラムに切り上げるものとする。

（境港市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 境港市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例（平成16年境港市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し並びに同項及び第3項を削る。

附 則

この条例は、平成26年11月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年10月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 軟質プラスチック類の分別収集（第19条、第28条、別表第1関係）

（1）軟質プラスチック類の例

発泡スチロール類、食品用有色トレイ、レジ袋・スナック菓子などの袋類、
カップ麺などの容器、弁当などの容器（軟質に限る。）、卵パック、
豆腐パック、ペットボトルのラベルなど

（2）処理手数料（指定袋）

容量50リットルで20円／枚

2 布類及び衣類に係る処理手数料の変更（第28条、別表第2関係）

〔現行〕

〔改正後〕

170円 →

100円

※10kgあたりの金額

3 臨時収集券の廃止（附則第2項、第3項関係）

平成16年10月の指定袋への切替時に、経過措置として設けた臨時収集券を廃止

4 施行期日

1 及び 2 は、平成26年11月 1 日

3 は、平成27年10月 1 日

議案第 38 号

境港市消防団条例の一部を改正する条例制定について

境港市消防団条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 26 年 6 月 11 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市消防団条例の一部を改正する条例

境港市消防団条例（昭和35年境港市条例第19号）の一部を次のように改正する。
第8条第1項の表を次のように改める。

職名	団長	副団長	団部長 分団長	副分団長	分団部長	班長	団員
年額報酬	円 82,500	円 69,000	円 50,500	円 45,500	円 37,000	円 37,000	円 36,500

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 年額報酬は、平成26年度分に限り、改正前の条例の規定による年額の適用日前の月数による月割額と改正後の条例の規定による年額の適用日以後の月数による月割額の合計額を支給する。

(参 考)

主 な 内 容

1 消防団員の年額報酬を改正（第8条関係）

消防団員の年額報酬を引き上げる。

(単位：円)

階 級	職 名	年額報酬	
		現行	改正後
団長	団長	74,000	82,500
副団長	副団長	56,000	69,000
分団長	団部長、分団長	44,400	50,500
副分団長	副分団長	30,400	45,500
部長	分団部長	27,300	37,000
班長	班長	25,000	37,000
団員	団員	22,700	36,500

2 施行期日

平成26年7月1日

議案第 39 号

境港市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部
を改正する条例制定について

境港市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
を次のとおり制定する。

平成 26 年 6 月 11 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

境港市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年境港市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

階 級	勤 務 年 数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
	円	円	円	円	円	円
団 長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000
副 団 長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000
分 団 長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000
団 員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の境港市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成26年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

（退職報償金の内払）

- 3 平成26年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の境港市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

(参 考)

主 な 内 容

- 1 退職報償金の額を引き上げ（別表関係）
退職報償金の額を50,000円（勤務年数5年以上10年未満で、階級が団員の者については、56,000円）引き上げる。

- 2 施行期日
公布の日

議案第40号

境港市学校給食費徴収条例制定について

境港市学校給食費徴収条例を次のとおり制定する。

平成26年6月11日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市学校給食費徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第11条第2項に規定する学校給食費（以下「学校給食費」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(学校給食の実施)

第2条 市は、法第4条の規定に基づき、境港市立小学校に在学する児童及び境港市立中学校に在学する生徒に対し、学校給食を実施する。

(学校給食費の徴収)

第3条 市長は、児童又は生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）から、学校給食費を徴収する。

2 児童又は生徒1人当たりの学校給食費の額は、法第11条第2項の規定により保護者が負担すべき経費の範囲内において、かつ、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる額を限度として規則で定める額とする。

(1) 児童 年額54,100円

(2) 生徒 年額62,800円

(学校給食費の納入)

第4条 保護者は、学校給食費を規則で定める日までに納入しなければならない。

(学校給食費の減免)

第5条 市長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(学校給食費に相当する経費の徴収)

第6条 市長は、第2条に定める者のほか、教職員、給食調理員その他の者に学校給食を提供することができる。この場合において、市長は、学校給食の提供を受けた者から学校給食費に相当する経費を徴収する。

2 前項の学校給食費に相当する経費の額及び徴収方法については、規則で定める。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

- 1 学校給食費の徴収や減免等の取扱いに関する条例を制定する。
- 2 施行期日
平成27年4月1日

議案第 4 1 号

境港市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

境港市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 6 年 6 月 1 1 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市営住宅条例の一部を改正する条例

境港市営住宅条例（平成9年境港市条例第24号）の一部を次のように改正する。
別表第1第1項中

「

上道団地	〃 11	境港市上道町3563番地	中耐4階	27戸
------	------	--------------	------	-----

」を

「

上道団地	〃 11	境港市上道町3563番地	中耐4階	29戸
------	------	--------------	------	-----

」

に改め、同表第2項第1号中

「

上道団地	平成11	境港市上道町3563番地	中耐4階	5戸
------	------	--------------	------	----

」を

「

上道団地	平成11	境港市上道町3563番地	中耐4階	3戸
------	------	--------------	------	----

」

に改める。

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 特定公共賃貸住宅の用途変更（別表第1関係）

上道団地の特定公共賃貸住宅の空室について、用途を公営住宅に変更する。

名 称	建設年度	区 分	戸 数	
			現 行	改正後
上道団地10棟	平成11年度	公営住宅	27	29
		特定公共賃貸住宅	5	3

2 施行期日

平成26年7月1日